

# 清川村犯罪被害者等支援条例（案）に関する パブリックコメントの実施について

## 1 目的

「清川村犯罪被害者等支援条例」の策定にあたり、広く村民等に情報を提供し、「清川村犯罪被害者等支援条例（案）」に対する意見を聴取し、可能な限り条例の内容に反映するため、清川村パブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、パブリックコメントを実施します。

## 2 パブリックコメントの対象

清川村犯罪被害者等支援条例（案）

清川村犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、村、村民、事業者等の責務などを明確にし、犯罪被害者等支援に係る村民の理解を深めるとともに、社会全体で犯罪被害者等を支える地域づくりを推進するため、清川村犯罪被害者等支援条例を制定するものです。

## 3 計画（案）及び関係資料の閲覧

次に掲げる場所等で、令和 8 年 1 月 30 日（金）から 2 月 3 日（火）まで閲覧を行います。

- (1) 清川村ホームページ
- (2) 役場庁舎 2 階 総務課窓口
- (3) 清川村保健福祉センターやまびこ館 1 階 子育て健康福祉課窓口
- (4) 清川村生涯学習センターせせらぎ館 1 階 清川村図書館

## 4 意見の提出期間

令和 8 年 2 月 3 日（火）から 2 月 13 日（金）まで

※ 郵送の場合は、2 月 13 日必着とします。

## 5 意見の提出資格

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他団体
- (3) 村内の事務所又は事業所に勤務する者

## 6 意見の提出方法

意見については、所定の意見提出用紙に記入のうえ、次の方法により提出してください。

- (1) 持参する場合

清川村役場 2 階 総務課窓口へ直接提出してください。

(2) 郵送する場合

郵送先 〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地  
清川村総務課安全防災交通係

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-288-1767

(送信先：清川村総務課安全防災交通係)

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス bousai\_soumu@town.kiyokawa.kanagawa.jp

(送信先 清川村総務課安全防災交通係)

電子メールの件名

「清川村犯罪被害者等支援条例（案）に関するパブリックコメント意見」

## 7 意見の取扱い

提出された意見は、清川村地域防災計画の改定にあたって参考とさせていただきます。また、個人情報を除き、意見の概要、意見に対する村の考え方及び修正した場合は修正案を公表します。

なお、提出された意見に対して、個別の回答はいたしません。

## 8 関連ファイルのダウンロード（関連する資料）

【パブリックコメントの対象】

清川村犯罪被害者等支援条例（案）

【関連資料】

(1) 周知文

(2) 意見提出用紙

(3) 清川村パブリックコメント手続きに関する要綱

## 9 問い合わせ

清川村総務課安全防災交通係

電話 046-288-1212（直通）

ファックス 046-288-1767

電子メール bousai\_soumu@town.kiyokawa.kanagawa.jp